

**改正**

昭和47年3月31日条例第15号

昭和49年3月30日条例第3号

昭和53年9月22日条例第57号

平成11年3月24日条例第3号

平成19年3月19日条例第9号

平成20年12月25日条例第45号

平成27年9月30日条例第27号

令和3年6月22日条例第14号

芦屋町学校給食センター設置条例

(目的)

**第1条** この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定による教育機関として学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づき、芦屋町立学校給食の調理等の業務を一括処理するため、芦屋町学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(位置)

**第2条** 給食センターは、芦屋町大字芦屋405番地2に置く。

(職員)

**第3条** 給食センターの職員は、次のとおりとする。

- (1) 所長（学校教育課長兼務）
- (2) 事務職員
- (3) 栄養教諭又は栄養士
- (4) その他の職員

(職務)

**第4条** 給食センターの職員の職務は規則で定める。

(運営審議委員会)

**第5条** 給食センターには、その運営を適正かつ円滑にするため、給食センター運営審議委員会（以下「運営審議委員会」という。）を置く。

2 運営審議委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について審議し、教育委員会に助言する。

3 前項の審議を行うためこれに必要な調査研究を行う。

(委員)

**第6条** 運営審議委員会の委員は、次に掲げる者を教育委員会が委嘱する。

- (1) 芦屋町教育長 1名
- (2) 芦屋町立小中学校長 2名
- (3) 芦屋町立小中学校給食主任 4名
- (4) 芦屋町立小中学校PTA代表 4名
- (5) その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

**第6条の2** 運営審議委員会の委員の報酬及び費用弁償は、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年条例第13号)の規定に定めるところにより支給する。

(規則への委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか必要な事項は芦屋町教育委員会規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47年3月31日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年3月30日条例第3号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年9月22日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日条例第3号)

**第1条** この条例は、平成11年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成19年3月19日条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月25日条例第45号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

**附 則**（平成27年9月30日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の芦屋町学校給食センター設置条例の規定は、平成27年8月24日から適用する。

**附 則**（令和3年6月22日条例第14号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。